

改正の概要

改正する規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

単船倉貨物船の水位検知警報装置に関する事項

改正理由

長さが 80 m 未満（ただし、1998 年 7 月 1 日前に建造された船舶については 100 m 未満）の単船倉の貨物船に対して水位検知警報装置の設置を強制化する SOLAS 条約第 II-1 章第 23-3 規則の改正が、2005 年 5 月に開催された第 80 回海上安全委員会（MSC80）において採択され、本会規則においても、当該規則に基づき 2006 年 10 月 3 日付で関連規則を改正している。

その後、IACS は 2006 年 8 月に、当該規則にて要求される水位検知警報装置の定期的検査についても、既に SOLAS 条約第 XII 章の適用を受けるばら積貨物船に対して規定されている水位検知警報装置の検査要件と同様の要件を規定すべく、IACS 統一規則 Z7(Rev.13)及び Z7.1(Rev.4)を改正している。

今般、これらの IACS 統一規則に基づき、関連規定を改める。

併せて、水位検知警報装置及び排水設備の定期的検査が要求される対象船舶を明確にするため関連規定を改める。

改正内容

- (1) 単船倉貨物船に設置される水位検知警報装置に対して、定期的検査時に作動試験を行う必要がある旨、鋼船規則 B 編の関連規定を改める。
- (2) 定期的検査時に水位検知警報装置及び排水設備の作動試験が要求される対象船舶を、鋼船規則検査要領 B 編 B3.2.3 に加える。